

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

富県宮城を支える県内産業の持続的な成長促進計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

宮城県

3 地域再生計画の区域

宮城県の全域

4 地域再生計画の目標

4－1 地域の現状

【地理的及び自然的特性】

宮城県は、日本の首都東京から約 300km 北東、東北地方の中心に位置している。東は太平洋に面し、三陸沖の豊かな漁場と日本三景の一つ松島をはじめとする風光明媚な観光地などに恵まれており、西には奥羽山脈の山々が連なり、中央部には国内有数の穀倉地である仙台平野が広がっている。

【人口】

県内の人口は、平成 15 年の 237 万 1,683 人（推計人口）をピークに減少へ転じた。平成 24 年及び平成 25 年には、東日本大震災に伴う復興需要の影響により一時的に微増したものの、平成 26 年以降は再び減少傾向が続いており、令和 2 年には、230 万 1,996 人（国勢調査）となっている（図 1 参照）。また、国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、令和 32 年の人口は 182 万 9,565 人となり、30 年間で 47 万 2,431 人（約 20%）減少すると見込まれている。

なお、生産年齢人口（15～64 歳）についても同様に減少が続いており、平成 27 年の 141 万 322 人（国勢調査）から令和 2 年には 134 万 6,845 人（国勢調査）となり、5 年間で 6 万 3,477 人（4.5%）減少している。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると今後さらに減少傾向は加速し、令和 32 年には 94 万 3,919 人

となり、30 年間で 40 万 2,926 人（29.9%）減少する見込みであり、今後一層の労働力不足が懸念される（図 2 参照）。

また、本県には東北大学をはじめとする多くの大学等が立地し、国内外から優秀な人材が集まっているが、大学等の卒業者のうち県内企業への就職内定者の割合は 40.1%（令和 6 年卒業生）にとどまっており、若年層や女性については、首都圏を中心とした県外への転出割合が高い状況にある（図 3 参照）。

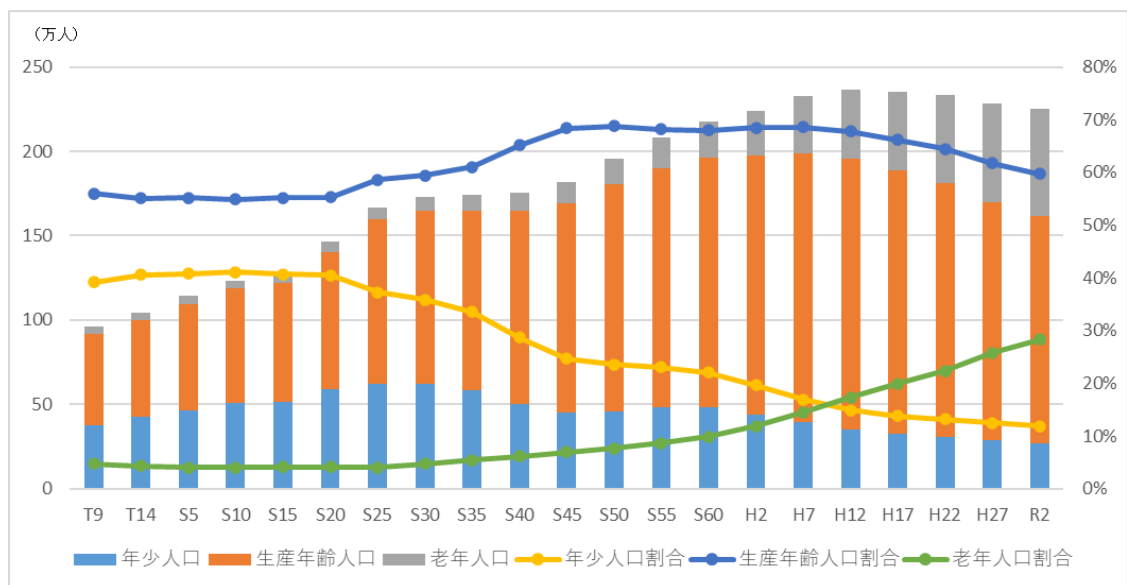


図 1 宮城県における人口の推移（国勢調査）

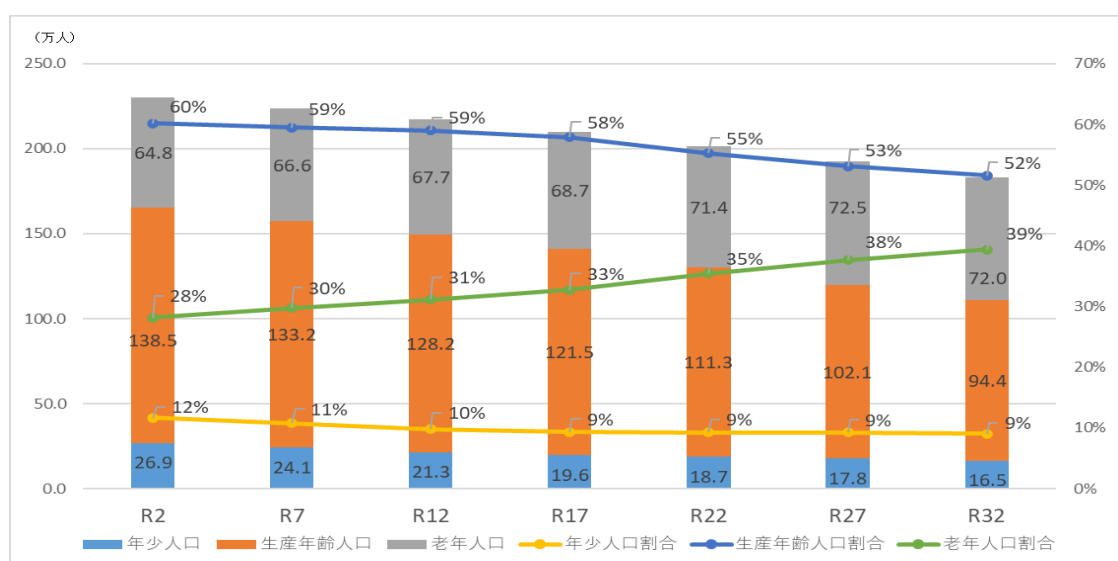


図 2 宮城県における将来人口の推計（国立社会保障・人口問題研究所）



図3 年齢階級別人口移動の推移（国勢調査から推計）

【産業・雇用】

（１）県内総生産の推移について

本県の県内総生産（名目）は、平成 20 年以降、リーマン・ショックを契機とした海外景気の失速、株価下落、長期にわたるデフレ経済や円高基調など、大変厳しい経済状況が続き、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災の影響により、本県の経済及び社会基盤は、大きな打撃を受けたが、平成 24 年度以降は、復興の進展に伴う経済活動の活性化に加えて、企業誘致や地元企業の取引拡大などの効果もあり、令和 5 年度には、10 兆 509 億円（県内経済計算）（図 4 参照）となった。

なお、県内総生産（名目）の内訳は、「製造業」が 1 兆 5,369 億円（15.3%）で「卸売・小売業」に次いで大きく、製造業は本県の基幹産業となっている。製造業の内訳では、「食料品」が 3,244 億円（21.1%）、「輸送用機械」が 2,395 億円（15.6%）、「電子部品・デバイス」が 2,072 億円（13.5%）などとなっている。

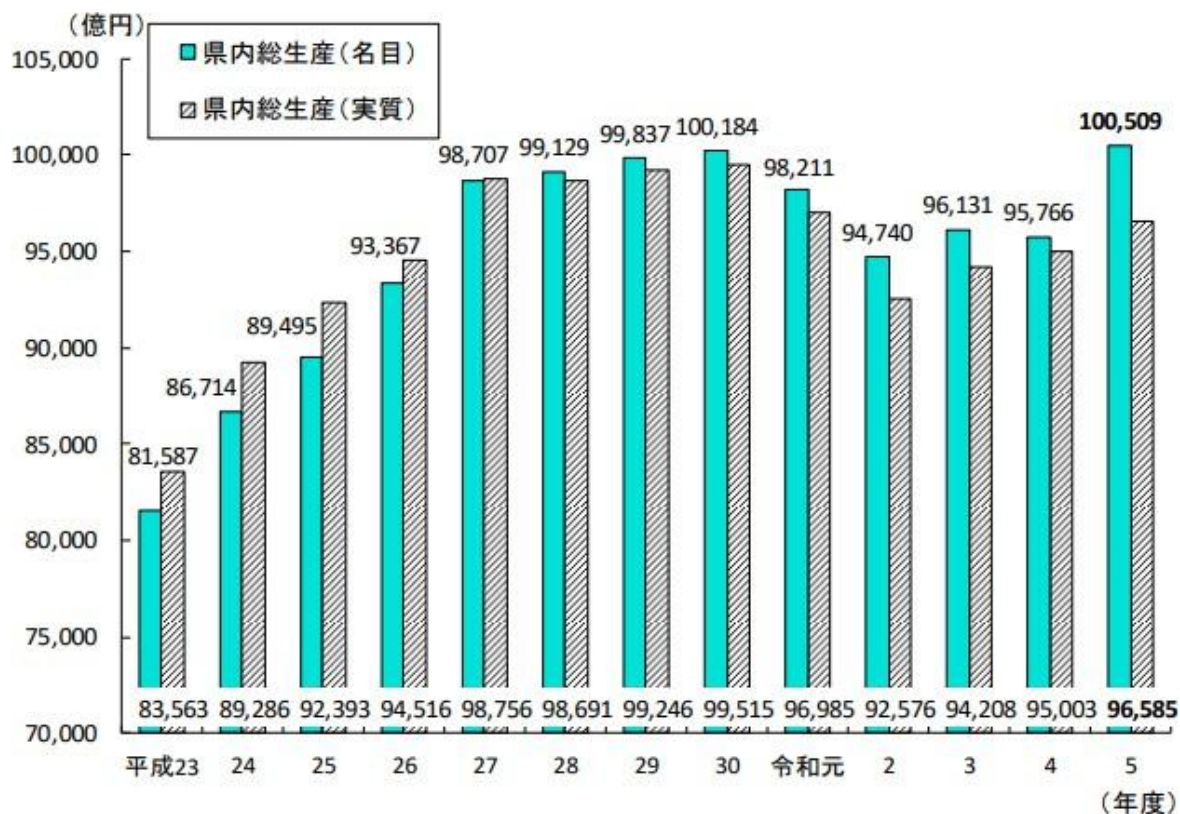


図4 県内総生産の推移（宮城県民経済計算）

（2）宮城県の産業特性

本県の産業は、西部の奥羽山脈沿いや東部の北上山地一帯の丘陵地帯では畜産、特用林産物、木材等の生産が行われ、北上川や鳴瀬川等の大河川の沖積平野には広大な耕地が広がり、「ひとめぼれ」、「ササニシキ」等の良質米の一大産地となっているほか、農林業が盛んである。仙台市周辺の平野部では、米を基幹に野菜や花などの都市近郊型の農業が営まれている。沿岸部ではリアス式海岸を利用したカキやワカメ等の養殖水産物をはじめ、三陸沖漁場で漁獲される多種多様な水産物や仙台湾の砂浜域で漁獲される水産物が多く水揚げされている。

さらに、豊富な森林資源を活用した製材工場やチップ工場が各地に立地しており、特に石巻地域には、国内最大規模の合板製造工場群や石巻港区を拠点とした製紙工場が立地しているほか、岩沼地区にも製紙工場が立地し地域の重要な産業となっている。地域で生産される豊富で多彩な農林水産物を背景に、宮城県では従来から食品製造業や関連産業も主要産業として発達しており、沿岸部においては、水揚げされた多種多様な水産物を原料として、水産加工業が展開されている。

宮城県内製造業における食料品製造業の付加価値構成比は 18.7%と全国（9.5%）に比べて高く、同様に従業員構成比も 24.4%と全国（14.5%）に比べて高い特徴がある。また、漁港周辺に多く見られる水産加工業や漁船製造・修理業、高度成長期に進出・成長した電子部品製造業が基幹業種として発展してきた。近年は平成 23 年に完成車組立工場が立地したことにより、関連する自動車用部品製造工場の集積が進んでいるほか、既存の県内企業による医療・健康関連産業、環境関連産業、航空宇宙関連産業への参入も進んでいる。また、製造業を中心とした産業の集積及び交通インフラの整備により物流関連産業についても県内への立地が進んでいる。

4-2 県内産業の課題

今後 4-1 のとおり、人口及び生産年齢人口の減少が急激に進行することにより、県内の地域経済の縮小や労働力の不足が見込まれ、また不安定な世界情勢によるエネルギーや原材料等の価格高騰、米国の関税措置等の様々なリスクにさらされていることから、様々なリスクに強い地域経済の構築が求められている。

このため、自動車関連産業や高度電子機械産業などの企業誘致、集積に取り組み、県内総生産に占める第二次産業のシェアも拡大してきているところだが、今後も、半導体関連産業をはじめとする成長分野の企業誘致の一層強化、農林水産業の国内外への展開等の取組を推進し、本県産業をより高付加価値な構造へと転換させていく必要がある。

あわせて、次世代放射光施設ナノテラスなど研究機関を活用しながら、県内企業の技術力の向上や成長分野や技術革新が進んでいない分野への進出を促進するとともに、中小企業におけるデジタル人材の育成やシステム構築への支援等による生産性向上を推進する必要がある。

4-3 目標

県内への企業誘致や設備投資を誘発することにより、新たなサービス等による付加価値の創出及び生産性向上を図り、人口減少社会においても県内経済を持続的に成長させ、「質の高い雇用」を生み出し、若者の県内定着や県民の所得向上につなげることを目的として、次の目標達成を図る。

	製造品出荷額等	サービス業の 付加価値額	企業立地件数
申請時	54,692 億円 (2023 年時)	31,417 億円 (2023 年時)	—
2026 年度	56,146 億円	32,369 億円	15 件
2027 年度	56,639 億円	32,693 億円	15 件
2028 年度	57,136 億円	33,019 億円	15 件
2029 年度	57,638 億円	33,350 億円	15 件
2030 年度	58,144 億円	33,683 億円	15 件
2031 年度	58,655 億円	34,020 億円	15 件
2032 年度	59,170 億円	34,360 億円	15 件
2033 年度	59,690 億円	34,704 億円	15 件
2034 年度	60,214 億円	35,051 億円	15 件
2035 年度	60,743 億円	35,401 億円	15 件
累計	584,175 億円	338,650 億円	150 件

※製造品出荷額等について、「経済構造実態調査（経済産業省）」により把握する。

※サービス業の付加価値額については、「宮城県民経済計算（宮城県統計課）」により把握する。

※企業立地件数については、「工場立地動向調査（経済産業省）」により把握する。

5 地域再生を図るために行う事業

5－1 全体の概要

4－2に掲げる課題の解決を目的として、5－2（3）に該当する事業を実施する事業者に対して必要な資金を貸し付ける事業を実施する。

なお、本県は「産業拠点形成連携“絆”特区」に指定されており、半導体関連産業の拠点形成を目的とした国家戦略特区利子補給制度活用が今後見込まれていることを踏まえ、本計画では、主として半導体関連産業以外に取組む事業者を対象とし、地域経済を支える多様な県内産業の資金調達負担を軽減することで、県内産業の成長・強化による底上げを図る。これにより、国家戦略特区利子補給金事業との両輪による取組を推進し、産業集積による成果を地域全体へ波及させ、本県産業の持続

的な成長を促進するものである。具体的には、下記の事業に関して、重点的に支援を行う。

①成長ものづくり産業の集積と持続的な発展

成長ものづくり産業（自動車関連産業、高度電子機械産業、食品製造業等）の集積及び持続的な発展に向けた先端機器の導入や、DX 推進による生産性向上・自動化等に資する事業。

②環境エネルギー関連産業の振興と GX の地域実装

省エネルギー・再生可能エネルギーをはじめとする環境負荷低減に資する技術・製品開発等に関連する事業や、地域における循環型社会の形成・リサイクルの推進等に関連する事業。

③豊かな農林水産物を活かした農林水産・食品関連業の発展

宮城県の米、仙台牛、カキ等の特色ある農林水産物を活かした農林水産・食品関連業の付加価値向上等に資する事業。

④食・自然・歴史・文化等の多彩な観光資源の活用・県内周遊観光の促進

多彩な地域資源を活用し、観光コンテンツの創出・磨き上げを行い、地域の特性を生かした魅力ある観光地域づくりを推進するとともに、観光客の満足度と観光消費額を高めるほか、県内周遊観光の促進に資する事業。

5－2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

（1）支援措置の番号及び名称

○ 地域再生支援利子補給金（内閣府）：【A2004】

（2）地域再生計画の目標を達成するために行う事業の内容

本計画の趣旨と合致する事業を行う事業者に対して、内閣総理大臣の指定を受けた金融機関が必要な資金を貸し付ける事業とする。

また、本計画の趣旨と合致する事業のうち、以下の（3）に該当すると認められる事業に係る貸し付けについては地域再生支援利子補給金の支給対象とする。

（3）地方創生支援利子補給金交付要綱【別表1】で規定する事業の種別等

① 企業その他の事業者が独自に開発した技術又は蓄積した知見を活用した新商

品の開発又は新役務の提供その他の新たな事業の分野への進出等を行う事業であって、地域産業の高度化、新産業の創出、雇用機会の増大その他の地域経済の活性化に資する事業

② 企業その他の事業者が行う新技術の研究開発及びその成果の企業化等の事業であって、地域産業の高度化、新産業の創出、雇用機会の増大その他の地域経済の活性化に資する事業

③ 歴史上若しくは芸術上価値の高い建造物として文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の規定による指定を受けたもの又は歴史的な建造物としてその他の法令の規定による指定を受けたものの活用又は整備を行う事業

④ 国の行政機関等（競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）第二条第二項に規定する国の行政機関等をいう。）又は地方公共団体（国及び地方公共団体の出資又は拠出に係る法人を含む。）が実施する事業（当該事業に係る資産を含む。）を譲り受けて行う事業

※ P F I 関係法令等に基づき本計画期間を超えて実施する事業は対象外とする。

⑤ 地域経済の振興を図るために行われる流通の基盤を総合的に整備する事業

⑥ 地球温暖化対策、リサイクルの推進その他地域における環境の保全（良好な環境の創出を含む。）に係る事業

（４）地域再生支援利子補給金の受給が見込まれる金融機関

地域再生法施行規則第５条に規定する金融機関に該当するもののうち、次の金融機関

株式会社みずほ銀行、株式会社三菱ＵＦＪ銀行、株式会社りそな銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社七十七銀行、株式会社仙台銀行、株式会社北海道銀行、株式会社青森みちのく銀行、株式会社秋田銀行、株式会社北都銀行、株式会社荘内銀行、株式会社山形銀行、株式会社岩手銀行、株式会社東北銀行、株式会社東邦銀行、株式会社常陽銀行、株式会社きらやか銀行、株式会社北日本銀行、株式会社福島銀行、杜の都信用金庫、宮城第一信用金庫、石巻信用金庫、仙南信用金庫、気仙沼信用金庫、仙北信用組合、石巻商工信用組合、古川信用組合、相双五城信用組合、一関信用金庫、あぶくま信用金庫、ウリ信用組合、あすか信用組合、株式会社日本政策投資銀行、株式会社商工組合中央金庫

(5) 地域再生支援利子補給金の支給を受けて実施される地域再生に資する事業の経済的社会的効果等

【見込まれる効果】

利子補給対象事業の実施	年間	3 件
利子補給対象事業の実施に伴う 新規雇用者数	年間	40 人

※本県の1事業所あたりの従業者数 13.3 人 (3 件×13.3 人≒39.9 人)

利子補給対象事業の実施に伴う 付加価値額	年間	334,520 千円
----------------------	----	------------

※本県の従業員1人あたりの付加価値額 8,363 千円

(8,363 千円×40 人=334,520 千円)

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

該当なし

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から令和19年(2037年)3月31日まで(地域再生支援利子補給金の支給期間(5年間)を含めた計画期間であり、利子補給対象融資の実行期間は、地域再生計画の認定の日から令和14年(2032年)4月1日までとする。)

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

4-3に掲げる数値目標の達成状況を確認するため、県が毎年度各指標の達成状況を調査、集計、評価し、改善すべき事項の検討を行う。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

4－3に掲げる目標について、7－1に掲げる評価の手法により行う。

7－3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

目標の達成状況については、検証後速やかにホームページで公表する。